

# 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方自治法第242条の規定により、みよし市長（または委員会、委員、職員）について、違法・不当な財務会計上の行為または怠る事実があると認めるとき（相当の確実さで予測される場合を含む）、これを証する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう請求することができる制度です。

## 1 監査請求ができる人

みよし市内に住所を有する

- (1)個人（個人に限らず複数名による請求も可能）
- (2)法人（主たる事務所の所在地がみよし市にあるとき）

## 2 住民監査請求の対象者

市長

委員会（教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会など）

委員

市職員

※議会及び議員は住民監査請求の対象となりません。

## 3 住民監査請求の対象となる事項

違法、不当とする次の財務会計上の行為と怠る事実が対象となります。

### (1)財務会計上の行為

- ア 公金の支出
- イ 財産（土地・建物・物品など）の取得、管理、処分
- ウ 契約（購入・工事請負など）の締結、履行
- エ 債務その他の義務の負担（借入れ・補助金の交付決定など）

※財務会計上の行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができません。ただし、正当な理由があるときはこの限りではありません。

### (2)財務会計上の怠る事実

- ア 公金の賦課、徴収を怠る事実（市税等の徴収を怠っている場合など）
- イ 財産の管理を怠る事実（市の土地や建物を不法占拠された、損害賠償を請求しなかったなど）

## 4 請求書の作成方法

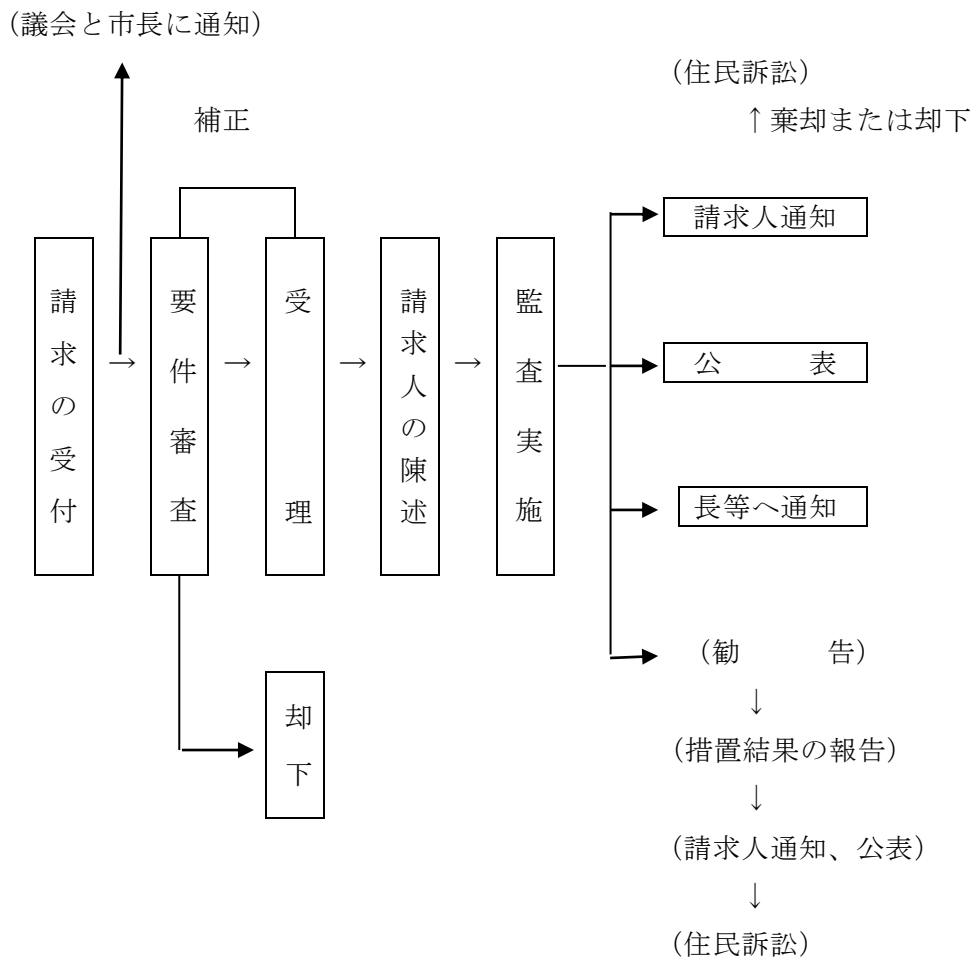
- (1) 請求書の様式（別記様式参照）
- (2) 請求の要旨の内容

次の事項について、簡潔にまとめて記載してください。

- ア 請求の対象となる執行機関・職員  
誰が

- イ 請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実  
いつ、どのようなことを行っているか。
- ウ 違法または不当とする理由  
その行為または怠る事実は、どのような理由で違法または不当なのか。
- エ 市に生じている損害  
その結果どのような損害がみよし市に生じているか、または発生することが予測されるか。
- オ どのような措置を請求するか。
- カ 財務会計上の行為があった日または終わった日から1年を経過して請求する場合の理由

## 5 監査請求手続のながれ



## 6 その他

住民監査請求は、市に何らかの損害が発生しているか、または恐れがある場合に請求することができます。たとえ違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実があっても、市に財産的な損害が発生し、または発生しようとしていると認められない場合は、住民監査請求の対象となりません。

# 記入例

別記様式

## みよし市職員措置請求書

みよし市長(または〇〇委員会、委員、職員)に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

(次の事項について具体的に記載してください。)

- (1) 請求の対象となる執行機関・職員
- (2) 請求の対象となる財務会計上の行為または怠る事実
- (3) 違法または不当とする理由
- (4) 市に生じている損害
- (5) どのような措置を請求するのか。
- (6) 財務会計上の行為があった日または終わった日から1年を経過して請求する場合の理由

### 2 請求者(請求者が複数の場合は連署してください。)

- (1) 住所  
みよし市
- (2) 氏名(※自署)  
〇〇 〇〇

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

年 月 日

みよし市監査委員あて